

第6回宇宙活動に関する法制検討ワーキンググループ議事要旨

- ◎ 日 時：平成21年8月24日（月）13：56～15：49
- ◎ 場 所：中央合同庁舎第4号館1214会議室
- ◎ 出席構成員：（敬称略、50音順）
小菅敏夫（主査）、青木節子、浅田正一郎、川島レイ、小塚莊一郎、白井恭一、
田中俊二、西口浩、福永哲雄、椋田哲史
- ◎ オブザーバー：内閣府、総務省、外務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、
独立行政法人宇宙航空研究開発機構
- ◎ 議事要旨：
 1. 開会
 2. 宇宙活動に関する法制検討WG報告書（案）〈中間取りまとめ〉について
資料1について事務局より、資料2について田中委員より説明が行われ、その後、議論が行われ、報告書（案）の確定については、主査に一任された。主な質疑応答及び意見は、以下のとおり。
 - 国の具体的な許可、監督に係る許可基準のうち、国際社会の平和及び安全を確保する上で支障を及ぼすおそれがないこと及び宇宙条約等の国際約束に基づく義務に反するおそれがないことについては、当該規定の必要性は認めるものの、政府における法案策定の際には、漠然とした基準とならないよう、十分配慮が必要との意見があった。
 - 静止衛星に対してデブリ低減に関する規制を行う場合には、推進薬残量よりリオービット高度が指標になることが考えられるため、その旨報告書案に追記すべきとの意見があった。
 - 静止衛星の管理終了時の措置についてリオービット高度を指標として明記することは、国際情勢にかんがみても妥当である旨意見があった。
 - 我が国が加害国となった場合の国からの損害を生じさせた者に対する求償について、国が事業者の損害賠償措置を妥当と認めて許可した打上げについては、故意等を除き原則損害賠償措置の範囲に限定すべきとの意見があった。
 - 保険期間終了後のロケット上段部の落下による損害は、保険でカバーされないものであるため、「損害賠償措置により填補されない損害の国家補償」の対象に含まれるものである旨確認がなされた。
 - 宇宙物体の帰還に係る許可が必要な行為は、意図的に宇宙物体を制御して地上に帰還させる行為であって、ロケット上段部の落下など制御不能な宇宙物体の落下については、これに含まれない旨確認がなされた。
 - 打上げ事業者が提供を義務付けられている外国から打上げを委託された人工衛星に関する情報の範囲について、外国衛星の受注促進の観点から、衛星顧客が技術流出を懸念するような過度に詳細な情報提供を国から求められることがないよう要望する旨意見があり、当該情報は、国連に対する物体登録に必要な情報であり、人工衛星管理者に対して提供を義務付けている情報と同じ範囲である旨確認がなされた。
 - 宇宙物体の回収に係る費用の償還が不可能であった場合などの罰則について質問があ

り、罰則については、今後の法案策定過程における関係行政各署との調整において検討すべき事項であるとの回答があった。

- 将来、宇宙活動法が施行された時点において、国の許可を得ずに行った宇宙活動は、我が国の宇宙活動ではないと主張できるのかとの質問があり、主張することができたとしても、最終的には、宇宙条約や宇宙損害責任条約などの国際法において判断されるべき事項であるとする旨回答があった。
- 宇宙活動法の運用にあたっては、我が国の国際競争力の確保の観点から、特に小型衛星については、世界的にも衛星開発期間の短縮化が進んでいるため、宇宙活動法による審査が宇宙活動の円滑な実施の妨げとならないよう、国による迅速な対応を要望する旨意見があった。
- 民間参入の促進という観点から、宇宙活動法を所管する行政機関については、許可に係る申請窓口であることにとどまらず、迅速な審査を一元的に実施する機関とすべきとの意見があった。
- 産業振興に関する事項について、法制化が必要とされた事項について順次速やかに法案を策定すべきとあるが、既存の関連する法律の改正を想定しているのか新たに宇宙産業振興法を制定することを想定しているのかとの質問があり、現時点において、具体的な法形式について想定しているものではない旨回答があった。
- 人工衛星管理者の地位の承継に関して、外資企業に買収されるような場合には、我が国の安全保障の観点から宇宙活動法による規制が想定されるのかとの質問があり、法案の策定過程において整理されるべき事項であるが、外為法など既存の法令によって規制されることも宇宙活動法における我が国及び国際社会の平和及び安全の確保の観点で規制されることもあり得るだろうとの回答があった。
- 宇宙産業の育成のためには、宇宙活動法、宇宙産業振興法、宇宙産業振興政策の3本立てによる措置が必要との意見があり、当該要望事項について、予算措置で対応可能なもの、既存の法令の運用改善が必要なもの、新たに法整備が必要なものを整理した上で、引続き、本WGにおいて検討を継続することとする旨確認がなされた。
- 我が国が被害国となった場合の加害国から得た賠償金の分配について、法令には規定しないものあらかじめ具体化するという取扱いで足りるか、疑問がないわけではないが、このようにまとめるのであれば、適切なタイミングで、立法措置したのと同様の効果を伴う対応がとられることを期待する旨意見があった。
- 産業振興について引続き検討することは、我が国の宇宙開発戦略という観点から極めて重要であり、宇宙活動法にその趣旨を盛り込むとともに順次法案化等の措置を講じるという考え方を支持する旨意見があった。
- 産業振興に係る方策として、知的財産法の適用範囲を宇宙空間に拡大することがあり得る旨意見があった。
- ロケット打上げの起点については、エンジンの点火とリフトオフが想定され、本案ではリフトオフからとされているが、仏国宇宙活動法のように不可逆性という観点をとれば固体ロケットに点火した時点とすることもあり得るため、今後の立法化に当たっては、この点に関して比較検討が必要との意見があった。

- 損害賠償措置により填補されない損害の国家補償を明確にしたことは、世界的なすう勢に沿って時宜に適ったものである旨意見があった。

3. その他

報告書（案）については、専門調査会に報告した後にパブリックコメントを実施することとし、次回の会合については、後日日程調整することとされた。

また、産業振興に係る課題等引続き検討が必要とされた事項については、引続き、本WGにおいて検討することとなった。

4. 閉会

以 上